

小川富也税理士事務所だより



同一労働同一賃金への対応 取り組み手順書を公開

厚生労働省は、同一労働同一賃金への対応に向けて、パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を公開した。パートタイムや契約社員の同一労働同一賃金への対応について、具体的な実務フローが示され、チェックシートに記入していくことで、自社の対応を判断する

ことができるようになつていて

最初に同一労働同一賃金に関する事例がマンガで掲載されており、分かりやすく制度の概要を紹介している。同一労働同一賃金の実現に向けた

法改正の施行は、2020年4月1日（中小企業では2021年の適用）とされているが、これに対応するための自社の制度の整備には時間を要する可能性があり、この取組手順書は、社内制度の整備の参考になると思われる。

営業マンのタブレット 機能充実で業務効率化

証券会社のI社は、営業マンに配布しているタブレット

顧客の取引履歴の確認や日報作成、ビデオ通話などの機能も充実させた。これにより会議への参加や日報作成のためだけに会社に立ち寄る必要

がなくなり、長時間労働の抑制につながっている。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

**外国人労働者が過去最高
前年比14・2%増加**

平成31年4月から外国人労働者の受け入れの新たなルールが適用されるが、厚生労働省は、「外国人雇用状況」の届出状況（平成30年10月末現在）を公表した。

それによると、外国人労働者数は146万463人で、前年同期比14・2%の増加。平成19年に届出が義務化され、それ以降、過去最高を更新した。

今後ますます外国人労働者の増加が見込まれる。国籍別では、中国が最も多く38万9117人（外国人労働者数全体の26・6%）。次いでベトナム31万6840人（同21・7%）、フィリピン16万4006人（同11・2%）の順。対前年伸び率は、ベトナム（31・9%）、インドネシア（21・7%）、ネパール（18・0%）が高かった。

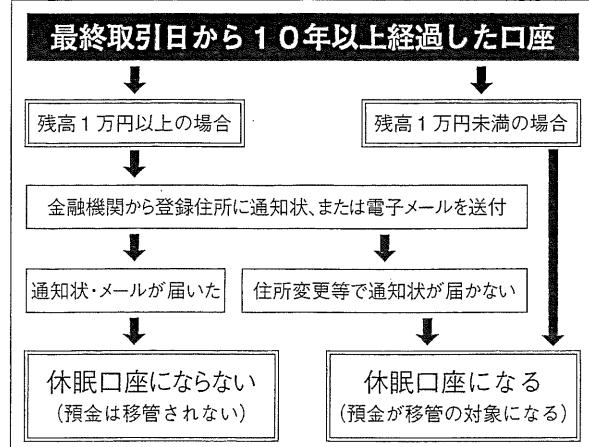
プレミアム商品券



購入額に一定額を上乗せして買い物ができる商品券。2019年10月の消費税増税に備えた負担軽減策として地方自治体が発行し、上乗せ分を政府が補助する。2万円で最大2万5千円分の買い物ができる。自治体内にあるすべての店で商品やサービスの購入に利用できる。

低所得の住民税非課税世帯と0～2歳児がいる家庭が購入でき、対象の子どもが複数いる場合は人数分の金額（2人なら5万円）まで購入を認められる。低所得の年金受給者は、消費税対策として講じられる年金加算措置を受けられるのに加え、プレミアム商品券も購入できる。

有効期限は20年3月までの半年間。



長い間利用されていない預金等を社会のために有効活用する観点から、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)が昨年施行されました。10年以上、入出金の取引(異動)がない預金等は「休眠預金」とみなされ、所定の機関に移管され民間公益活動に活用されます。ただし、休眠預金となつても取引のあつた金融機関で必要な手続きを行えば引き出すことは可能です。そこで今回は「休眠預金等活用法」の概要を紹介します。

長期間動きのない「休眠預金」は、毎年約700億円も発生していると推計されています。放置された預金口座のお金を社会のために有効活用する観点から、2018年1月に「休眠預金等活用法」が施行されました。これまで銀行や商品により休眠預金となる年数は違っていましたが、施行後は「2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引がない預金を休眠預金とする」と統一されました。

2009年1月1日以降に最後の異動があつた預金等が原則として対象となりまので、2019年1月1日以降に休眠預金が発生することになります。

休眠預金となる「預金等」とは、預金保険法、貯金保険法の規定により



10年間で「休眠預金」に —休眠預金等活用法の施行

預金保険、貯金保険の対象となる預貯金です。具体的には、普通預金、定期預金、貯金、定期積金等があります。一方、財形住宅や財形年金などの金等、預金保険制度の対象とならない預金は、休眠預金等の対象ではありません。

休眠預金等となつた場合、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されます。金融機関は、預金等の存在を預金者に通知し、預金者の所在が確認できない預金については、HPで公告を行つたうえで、預金保険機構に移管します。公告を閲覧し、自分の口座について情報提供の求めをした場合は、移管の対象から外れます。

■ 残高1万円以上の口座は通知 ■

1万円以上の残高がある預金等は、お預けの金融機関から郵送か電子メールによる通知があります。通知を受け取った場合は休眠預金になりますが、住所変更の申し込みをしていなかつた等の理由により、転居先不明で通知状が届かなかつた場合は、金融機関が公告を開始した日から2ヶ月～1年を経過するまでに移管が行われ、休眠預金となります。1万円に満たない預金につい

ては通知がこないため、そのまま休眠預金と認定されます。ただし、休眠預金となつても取引があつた金融機関で必要な手続きを行えば引き出すことは可能ですが、引き出す期限についてもありませんので、いつでも引き出すことができます。

■ 通帳記帳や残高照会の扱い ■

休眠預金は、10年以上、入出金の取引(異動)がない預金等をいいますが、この「異動」とは、今後も預貯金などを利用する意思を表示したものとして認められるような取引などを指します。

異動には国が定める全金融機関共通のものと、各金融機関が認可を受けて定めているものがあります。全金融機関に共通するものは入出金です。どこの金融機関でも入出金をすれば「異動」となり、その先10年間は休眠預金になることを防げます。

各金融機関が定めるものには通帳記帳や残高照会があります。例えば、預金をしている金融機関が通帳記帳や残高照会を異動と定める場合、通帳記帳や残高照会をした時点で異動となり、その先10年間は休眠預金になりません。何が異動に当たるのかは金融機関によつて異なりますので、お預けの金融機関にお問い合わせ下さい。



●A型 (複数税率対応レジの導入等支援)●

補助率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合: 3/4 ②導入費用が3万円以上の場合は: 2/3 ③タブレット等の汎用機器: 1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに商品マスターの設定や機器設置に費用を要する場合には、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合には1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスターの設定費用
申請のタイミング	機器購入後又は改修完了後 (申請受付期間は平成31年9月30日まで)

2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、食料品等の軽減税率制度(複数税率)が導入される予定です。これを受けて、中小企業庁は、軽減税への対応が必要となる中小企業等への支援策として、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」制度を実施しています。そこで今回は、この軽減税率対策補助金の概要について紹介します。

「軽減税率対策補助金」は、複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修する際に活用できるもので、A型(複数税率対応レジの導入等支援)とB型(電子的受発注システムの改修支援等)の2種類があります。

■ A型 (複数税率対応レジの導入等支援)

レジを使用して日々軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援するものです。

【補助率】

I 導入費用が3万円未満の機器の場合
合・3 / 4

II 導入費用が3万円以上の機器の場

【補助額上限】

I 導入費用が3万円未満の機器の場
合・1 000万円

II 卸売事業者等の発注システムの場
合・1 50万円

III 発注システム・受注システム両方

軽減税率対策補助金の概要

■ 補助金の種類と対象 ■

合・2 / 3

III タブレット等の汎用機器の場合

の場合・1 000万円

【補助額の上限】

レジ一台当たり20万円。新たに商

品マスターの設定等の費用を要した場

合は、1台当たり20万円を加算し、複数台を導入する場合は、1事業者

当たり200万円が上限

レジ一台当たり20万円。新たに商
品マスターの設定等の費用を要した場
合は、1台当たり20万円を加算し、複数台を導入する場合は、1事業者
当たり200万円が上限

【補助対象】

レジ本体、レジ付属機器、機器設
置に要する経費、商品マスターの設定
費用

【申請手続】

基本的には、申請書数枚と証拠書
類で申請可能。一部のメーカーなどに
よる代理申請も可能となっています。

■ B型 (電子的受発注システムの改修支援等)

電子的な受発注システム(EDI
/EOS等)を利用して軽減税率対
象商品を取引している事業者が、複
数税率に対応するために必要となる
機能の改修・入替えを支援します。

【補助率】

2 / 3

補助金はレジ等の改修が終わった
後に申請し、審査を経てから交付さ
れます。つまり、改修・導入にかかる
費用はいったん、事業者が全額負
担しなければなりません。このため、
資金繰りに注意する必要があります。
申請から交付までの期間は、2
～2・5ヶ月程度とされています。

軽減税率対策補助金等の詳細は「軽
減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。<http://kzt-hoj.jp/>

【申請手続】

専門知識を必要とする改修のため、あらかじめ軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダーが原則代理申請を行います。

【申請期限】

補助金の申請期限は、平成31年12月16日ですが、平成31年9月30日までに複数税率対応のレジ及び受発注システムの導入又は改修を終えて支払いを完了していかなければならないことや申請受付の期限が補助金の種類によって違いがありますので、注意が必要です。

■ 補助金交付は申請の約2ヶ月後

補助金はレジ等の改修が終わった
後に申請し、審査を経てから交付さ
れます。つまり、改修・導入にかかる
費用はいったん、事業者が全額負
担しなければなりません。このため、
資金繰りに注意する必要があります。
申請から交付までの期間は、2
～2・5ヶ月程度とされています。



◆平成31年度税制改正大綱◆ 個人版事業承継税制の創設 10年間限定で引継ぎを支援

平成31年度(2019年度)税制改正大綱において注目される項目の一つに、「個人事業者向け事業承継税制の創設」があります。

法人向け事業承継税制は、平成30年度税制改正で各種要件を大幅に緩和する抜本的な拡充が行われたことにより、認定・申請件数は飛躍的に増加しました。そこで、個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、承継税制が創設されることとなりました。

対象となる事業用資産

木綱によると、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間の时限措置として、事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を生じて納税猶予し、後継者の承継持分現金特例との選択適用となります。ただし、既存の事業用小規模宅地特例との選択適用となります。

対象となる事業用資産としては、土地・建物(土地は400m²、建物は800m²まで)、機械・器具備品、車両・運搬具、生物(乳牛等、果樹等)、無形償却資産(特許権等)などを挙げています。

適用要件

本税制を適用するためには、経営承継円滑化法に基づく認定が必要で、平成31年度から5年以内にあらかじめ承継計画を都道府県に提出することが必要となります。

また、猶予される相続税(贈与税)額および猶予期間中の利子税額の合計額に見合う担保の提供や、承継後も3年ごとに継続届出書を税務署に提出するといった手続きなどが必要となります。

前記の通り、個人版事業承継税制の適用においては、事業用小規模宅地特例との競合適用となっておりますので、個別ケースにより、どちらを選択した方が良いのか検討することが必要となるでしょう。

3月の税務と労務

一 税 务

- ★30年分所得税の確定申告
申告期間…2月18日から3月15日まで
納期限…3月15日
- ★所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- ★30年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- ★確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- ★個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日 (1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- ★30年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告 申告期限…3月15日
- ★国外財産調査書の提出…3月15日
- ★2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月11日
- ★個人事業者の30年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…4月1日
- ★1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…4月1日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(30年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…4月1日
- ★法人・個人事業者(30年12月分及び31年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…4月1日
- ★7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…4月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…4月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…4月1日

一 労 务

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…4月1日

未来予想

功であると言えます。▼描いた未来が正しいかどうかということが重要です。▼会社の未来を見据えることで、現在取り組んで確にして取り組みを始めることが重要です。

▲未来予想が正しいかどうかは明確にして具体的に取り組んでいくことが大切です。現在の取り組みによって未来は変わってきて、未来予想も変化します。

■未来予想が正しかったときに、それが過去になつた時に、「ああ、あの時に予想していた通りにはならなかつたけれども、そのたために準備していたことが役に立つた」と思えば、それは大成